

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 10 月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700016号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1700004号

第1 結論

昭和51年*月から昭和52年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和52年3月まで

私は、昭和47年からA市B区のレストランに住み込みで勤務しており、職場の先輩が国民年金保険料を納付していたのを知っていたので、私も20歳になったら保険料を納付しなければならないと思っていた。

昭和51年*月頃、国民年金の加入手続を行い、レストランに集金に来ていた職員に、毎月、同僚と一緒に国民年金保険料3,300円を納付していたにもかかわらず、請求期間が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和51年*月頃、国民年金の加入手続を行い、レストランに集金に来ていた職員に、毎月、同僚と一緒に国民年金保険料3,300円を納付していた。」旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後における払出状況から、昭和53年2月頃にA市B区で払い出されたと推認できるが、昭和51年*月頃から同手帳記号番号が払い出されるまでの期間に、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A市は、「請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。」旨回答している。

また、請求者の記憶する国民年金保険料額3,300円は、昭和54年度の保険料額と合致するが、請求期間に係る保険料額とは大きく相違している上、請求者は、「保険料を遡って納付したこともまとめて納付したことも記憶にない。」旨陳述しているところ、昭和52年度の保険料については、昭和53年2月から同年3月2日までの期間にまとめて納付していることがうかがえる。

さらに、請求者が一緒に国民年金保険料を納付したとして名前を挙げた複数の同僚

の国民年金記録からは請求者の主張を裏付ける事情は見当たらない。

加えて、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700017号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年1月4日から同年8月1日まで

請求期間は、試用期間だったので厚生年金保険には加入させてもらえないことが普通だと思っていたが、本来であれば、入社当初から加入しなければならないことを、後になって知った。請求期間において、厚生年金保険の被保険者となるべき者であったにもかかわらず、会社の都合で同被保険者となっていないので、請求期間を同被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、請求者が保管する給与明細書及びA社の元事業主が保管する請求者の給与明細書控えにより、請求者が、請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の給与明細書及び給与明細書控えによると、請求期間に支給された給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「請求期間当時の事業主は、既に死亡しているため具体的なことは分からないが、当時は、半年程度の試採用期間があり、当該期間は、厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」旨陳述している上、請求期間当時の同社の社会保険事務担当者は、「請求期間当時、入社後6か月程度は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している。

なお、請求者は、「給与明細書を見ると、請求期間に支給された給与から厚生年金保険料は控除されていなかったが、本来であれば、入社当初から厚生年金保険の被保険者となるべき者であったにもかかわらず、会社の都合で同被保険者となっていないのだから、請求期間をA社の同被保険者期間として認めてほしい。」旨主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでないと認められる場合である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700018号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1700013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年1月16日から同年8月16日まで

請求期間は、試用期間だったので厚生年金保険には加入させてもらえないことが普通だと思っていたが、本来であれば、入社当初から加入しなければならないことを、後になって知った。請求期間において、厚生年金保険の被保険者となるべき者であったにもかかわらず、会社の都合で同被保険者となっていないので、請求期間を同被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、請求者が保管する給与明細書及びA社の元事業主が保管する請求者の給与明細書控えにより、請求者が、請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の給与明細書及び給与明細書控えによると、請求期間に支給された給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「請求期間当時の事業主は、既に死亡しているため具体的なことは分からないが、当時は、半年程度の試採用期間があり、当該期間は、厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」旨陳述している上、請求期間当時の同社の社会保険事務担当者は、「請求期間当時、入社後6か月程度は、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨陳述している。

なお、請求者は、「給与明細書を見ると、請求期間に支給された給与から厚生年金保険料は控除されていなかったが、本来であれば、入社当初から厚生年金保険の被保険者となるべき者であったにもかかわらず、会社の都合で同被保険者となっていないのだから、請求期間をA社の同被保険者期間として認めてほしい。」旨主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでないと認められる場合である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。